

(3) 交通じこをふせぐ

交通じこをふせぐための町の人びとの努力

- 警察・交通ルールを守らない人の指導と取しまり、交通じこの捜査。
 - ・ 信号機や横断歩道を設ける。
 - ・ 自動車の運転免許関係全般の仕事。
- 町交通対策協議会・町全体の交通安全対策の相談。
- 交通安全協会…自動車運転者等に対するじこ防止の広報。
 - 歩行者のじこ防止のための保護誘導。
- 安全運転者管理者協会…事業所から交通じこを防止するための仕事。
- 交通安全母の会…主に子どもと老人を交通じこから守る仕事。
- そのほかの人達…家庭内から交通じこをおこしたり、交通じこにありたりしないよう、町内に住んでいる人が協力して参加している。



▲交通指導員による朝の街頭指導

●交通安全運動

(平成10年 棚倉警察署調べ)

| 運動の名称 | 運動月間 |
|---------------------|---------------------------|
| 春の全国交通安全運動 | 4月6日(日) ～ 4月15日(火) |
| 夏の交通安全防止県民総ぐるみ運動 | 7月21日(月) ～ 7月30日(水) |
| 秋の全国交通安全運動 | 9月21日(日) ～ 9月30日(火) |
| 年末年始の交通事故防止県民総ぐるみ運動 | 12月10日(水) ～ 1月7日(水) |
| 交通安全話し合いの日 | 毎月 第3日曜日 |
| 交通事故ゼロ歩行者優先の日 | 毎月1日 |
| シルバー交通安全の日 | 毎月15日 |



交通安全の立て看板

